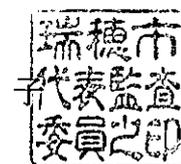


瑞穂市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年9月11日

瑞穂市監査委員 井上和



瑞穂市監査委員 堀



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.9.27及び28	市民課	(1) 総括等について(手数料事務等)				
		結果	申請書等の受付から現金收受及び証明書交付までの一連の事務を一人で行うことは、現金及び証明書の交付誤り等の事故を招くおそれが多分にある。 受付職員と確認する職員を別人とするなど、複数人でチェックを行う体制に改めるべきである。	措置済	窓口職員が申請書を受取り、本人確認等所定の手続きの上、端末から証明書を出力し、申請者に内容を確認後手数料と伴に確認職員に渡す。確認職員が申請書と証明書を照合・確認し、申請書にナンバリングにより連番を記した上で証明書及び領収書を窓口職員に渡し交付を行っている。なお、関係職員全員が共通の認識を持ち適正な事務の執行が行なえるようフロー図を作成した。	市民課
		結果	何も記録がとられていないということは、申請書等の抜き取りや現金又は定額小為替証書等の横領のリスクが十分にある。 現在の市民課の管理状況では、事故や不正が生じる可能性が高いことから、「申請書等にナンバリングで付番する。」、「郵送での請求には記録をつける。」など、早急に対策を講ずべきである。	措置済	郵送請求においては、受付・内容確認・発送と別々の職員が担当し記録簿で管理を行っている。窓口申請においてはそれぞれの申請に対してナンバリングでの管理を行うこととした。	市民課
		結果	主に証明書発行事務を行っている補助職員がレジスターの金額の確認を行っていることは、適切なチェックが行われているとは言いがたい。 先ほど述べた申請書等へのナンバリングでの付番とともに、チェック体制の見直しを図るべきである。	措置済	入金担当職員が業務終了後に申請書の集計額と現金及びレジの3点を照合し、その後、課長が集計一覧表と現金の確認を行うこととした。	市民課
		結果	今回の監査対象期間においては、過不足は生じていないとのことであったが、今後、発生することは十分ありえることから、収入に過不足が生じた際の適切な事務処理方法を早急に検討すべきである。	措置済	申請書に対応職員、時間、金額等を記入すると伴に誤って作成した申請書や変更し出力した証明書等を保管し、中間点検で差があった場合は原因を究明し即日対応できる体制をとっている。	市民課
		結果	課長が両替の立替を行うこと自体、適切であると言えないが、補助職員が立替えることは論外である。 公金を取り扱っているという自覚を持ち、会計課と協議し、金融機関で両替を行うなど、適切に処理すべきである。	措置済	会計課と協議を行い、つり銭状況を常に把握し両替を会計課で行なうこととした。	市民課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当	
定期監査 H29.9.27及び28	市民課	(2)	レジスターに係るレシートについて	措置済	瑞穂市会計規則を平成30年1月24日改正し、金銭登録機による記録紙等を領収証書とする旨を明文化した。	会計課	
		結果	現在の会計規則においては、レジスターによるレシートを領収書とする旨の規定がされていないことから、出納員の職、氏名の記載があり、かつ押印された領収書を交付しなければならないことになる。 レジスターによるレシートを交付するのであれば、瑞穂市会計規則を早急に改正すべきである。				
			(3)	つり銭について	措置済	収納担当者と総括課長補佐での二重チェックを徹底し課長の確認を行うこととした。	市民課
		意見	市民課によると、「つり銭と当日の収入分を入れ間違えた。」との回答であった。 1万円札をつり銭として準備していても、お釣りとなり得ないことから、今後は確認を行い、適切なつり銭となるように準備していただきたい。 また、現在保有している額が適切か検証いただきたい。				
		意見	宿日直者用の動物火葬用のつり銭について、市民課によると、「以前からの名残で1円硬貨を保有していた。」との回答であった。 「会計課と調整し修正した。」との回答であったことから、今後も適切なつり銭となるように注意されたい。	措置済	適正なつり銭となるよう注意いたします。	市民課	
		(4)	コンビニ交付サービスについて	不(未)措置	平成29年度9月議会にも答弁されたように、市民課では広報誌・ホームページや市民センターでの夜間申請時のチラシ配布において個人番号カードでのコンビニ交付等の啓発を行い、また休日であれば受領に来られない方のために2か月に1回日曜交付も行っています。今後は、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスやマイキープラットホームの活用において、他の課での個人番号カードを利用した運用の啓発を行なっていくことも検討課題のひとつと捉えています。	市民課	
意見	コンビニ交付サービスの経費として、平成28年度においては16,757,324円が支出され、平成29年度においては、8,656,000円予算計上されている。 多額の経費が掛けられたにもかかわらず、交付枚数は低調で推移しており、費用対効果が低い。 平成29年8月末時点での個人番号カードの交付率が人口の7.7%と低いことも利用の伸びない要因のひとつであることから、市全体で個人番号カードの普及啓発を行い、証明書交付による窓口混雑緩和のためにも交付率及び利用率の向上を行っていただきたい。						

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.9.27及び28	市民課	(5)	私人への収納事務の委託の告示について	措置済	平成30年度はパソコンのスケジュール管理を活用し速やかな告示を行った。	市民課
		結果	<p>地方自治法施行令第158条第2項では、「前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」と規定されている。</p> <p>コンビニへの収納事務委託は、平成29年2月から開始されていたが、平成28年度の告示は行われていなかった。</p> <p>また、平成29年度においても2か月遅れの平成29年6月1日に告示されていたことから、今後は速やかに告示を行うべきである。</p>			
		(6)	収入印紙について	改善進行中	収入印紙等購買基金を9月議会において300万円から200万円に減額補正を行うこととした。	市民課
意見	<p>平成26年度に実施した定期監査の後に、収入印紙等購買基金の保有額は500万円から300万円に引き下げられた。</p> <p>市民課に確認したところ、月内で印紙等を購入している額はおおむね50万円程度であり、多い月でも収入印紙と県収入証紙を併せ100万円ほどであったことから、現在保有している300万円は過多ではないかと判断される。適切な金額となるように見直していただきたい。</p>					
		意見	<p>月によっても、現金払出日及び収入印紙等の増加日の記載にバラツキがあったことから、適切な記載となるように改められた。</p> <p>また、期末と期首の現在高の数値に差異が生じていることは、ありえないことから、正しく記載し、併せてチェック体制を整えていただきたい。</p>	措置済	収入印紙等管理簿の払出し日を支出負担行為日で記載していました。払出し日には受け取り日を記載するよう改めました。また、月末日の収入については会計課と調整をとり入金をし整合性を図ることとした。	市民課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.9.27及び28	市民課	(7)	霊きゅう車の購入について	措置済	<p>今後は、事前に周知等します。          なお、運転手の不測の事態に対応できるよう霊柩車運行業務委託契約した。</p>	市民課
		意見	<p>平成22年度に実施された包括外部監査に係る措置結果において、市民課は、「今後、霊きゅう車・祭壇等の耐用年数及び使用頻度等を考慮して順次廃止していく。霊きゅう車に関しては4～5年後を見据えて廃止の方向に持っていく。」との回答であった。          包括外部監査での措置結果と方針が変わったのであれば、事前に丁寧に周知等すべきであった。          今後、運転手に不測の事態が生じた場合などにどのように対処すべきか検討していただきたい。</p>			
		結果	<p>当初予算及び補正予算のいずれも予算計上されず、流用されたことから、適切に予算計上すべきである。</p>	措置済	<p>予算流用が生じないよう、適切に予算計上を行うこととした。</p>	市民課
		(8)	支出負担行為日の誤りについて	措置済	<p>決裁時においてそれぞれの職員が書類を確認すると共に責任を持って印を押すよう指導を行った。</p>	市民課
意見	<p>市民課によれば、「支出負担行為日に誤りがあったため修正した。」とのことであった。          単純な誤りであるので、今後、間違えないように十分注意していただくとともに、これ以外にも誤り等が生じていないか徹底的に確認していただきたい。</p>					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.10.30	秘書広報課	(1)	「広報みずほ」について	改善進行中	掲載基準の策定のため、他市町村の状況を収集中です。	総合政策課
		意見	「広報みずほ」には、さまざまな団体からのお知らせやイベント情報が掲載されているが、掲載基準を設けていないために掲載内容が精査されておらず、標準頁を超過する一因となっている。掲載内容の優先順位を設け、他の団体からは広告掲載料を徴収するなど、掲載基準の策定を早急に行っていただきたい。			
		意見	ホームページ上には市内に配布された「広報みずほ」がそのまま掲載されているため、修正箇所が生じた場合、その誤りを容易に気付くことができない。ホームページには修正したものを掲載し、目に付く箇所に修正した旨を併記するなどし、インターネットの特性を活かした広報広聴に取り組んでいただきたい。	措置済	修正箇所がある旨の該当する号のPDFファイルの直下に配置しました。	総合政策課
		(2)	「もくようみずほ785」について	改善進行中	現在、今後の方針を調整しております。	総合政策課
		意見	予定されている組織改編後の平成30年度に方針を決定したいとの回答であったが、「もくようみずほ785」の今後の方針については以前から指摘してきたところであり、組織改編後に先送りする理由はない。「もくようみずほ785」の存続については、災害時の情報伝達ツールとして導入された経緯も含め、他の情報伝達ツールと十分に比較・検討し、今後の方針を決定していただきたい。			
		(3)	プレスリリースについて	措置済	5月開催のホームページ広報連絡員会議で連絡員にプレスリリースをする場合、総合政策課を通すように改めて依頼を行いました。	総合政策課
意見	報道機関等との連絡調整担当課は秘書広報課（現：総合政策課）であるが、担当課を経由せずに新聞発表されてしまった後においても特段の対策がなされず見過ごされていることは、大きな問題である。広報広聴は、市民に大切な情報を伝える重大な職務であることから、報道機関等との対応手順・方法を見直し、早急に再発防止に努めていただきたい。					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.10.30	秘書広報課	(4)	その他広報広聴について	措置済	各課が今年度どんな事業を行うのかを把握し、その内容を特集記事として掲載するよう年間計画を作成しました。市のPR担当課として、より魅力ある広報紙を製作できるよう尽力することとしました。	総合政策課
		結果	担当課によると各課から依頼のあったものを掲載するだけである旨の回答であったが、広報広聴の担当課として積極的に情報発信するよう各課へ呼びかけ、その状況を常にチェックすることにより、常に最新の充実した情報を市民に提供できるよう尽力すべきである。			
		(5)	国際交流について	未着手	事業の内容等を確認のうえ、検討をしていきます。	市民協働安全課
		意見	現時点では、ボランティア団体「国際交流MIZUHO」が主催するウェルカムパーティの食糧費や京都へのバス借上料などへの支出に明確な根拠はない。市が関与する必要性も含め当事業の有用性を検討し、明確な支出根拠を定め、国際交流を押し進めていただきたい。			
		意見	ウェルカムパーティの食糧費として接近した日付で「保存のきくもの」と「保存のきかないもの」に支出伝票を分割した明確な理由は示されず、単に50,000円以上の物品購入を行う場合の事務手続きを避けたものと考えられる。今後は、安易に発注を分割せず、定められた事務手続きを行っていただきたい。	未着手	今年度の実務を踏まえて検討をしていきます。	市民協働安全課
		(6)	職員の研修・採用試験について	措置済	平成30年度予算において、報償費を減額し、委託費を増額した。これにより外部からの専門講師等による高度な研修の機会を充実させる措置をした。策定した「第二次瑞穂市人材育成計画」に基づいて、研修を実施することとした。	総務課
意見	文書広報費の報償費において、執行予定がないにもかかわらず研修の講師謝礼が予算計上されていることは、不適切と言わざるを得ない。研修は職員の育成に欠かせない大切なもので、資質向上に繋がることから、しっかりとした計画を立てた上で予算措置し、積極的に研修を開催するとともに、研修に参加しやすい環境づくりに努めていただきたい。					
意見	瑞穂市職員の採用に関する規程に従って職員採用試験要項に職務内容を掲載していただきたい。また、要項に第二次試験以降の試験内容や場所等も併記することで、受験者の利便性を考慮していただきたい。	改善進行中	受験者にわかりやすい掲載内容とするべく、県の試験要領等を参考に検討したが、今年度の試験要項への掲載はできなかった。第二次試験以降において、「わかりやすさ」を念頭に案内を作成することとした。	総務課		

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.10.30	秘書広報課	結果	ホームページ上に職員採用試験の合格者番号を掲載していない理由については、特になく、必要性を感じない旨の回答であった。合格者番号を掲載すること自体は極めて容易な事務であり、多くの自治体においても行われていることから掲載しない理由はない。受験者の利便性を考え、早急に対応すべきである。	改善進行中	平成30年7月22日に市職員採用統一試験が終わったところである。結果が届き次第、実施することとした。	総務課
		結果	(7) 職員の衛生、福祉、健康及び職場環境について 衛生管理者の職務を考えれば、当然に職員の福祉及び健康を担当する秘書広報課(現:総務課)の職員から選任すべきである。	措置済	総務課職員に変更済みである。今後も衛生管理者試験の受験を奨励し、当該職務に精通する職員の増加を図ることとした。	総務課
		意見	健康診断の未受診者に対して受診の機会を与えているので問題ない旨の回答であったが、積極的に健康診断の受診を呼びかけ、職員の健康管理に努めていただきたい。	改善進行中	今まで以上に健康管理医との連携を密にし、未受診者へ健康診断の受診が義務であることを再認識させるとともに、受診する機会を充実させる等、対応の強化を図り、未受診者”0”をめざす。	総務課
		意見	職員の異動希望調査を「現状分析シート兼目標管理シート」にて行うことを複数の管理職に確認したが、十分に認知されているとは言い難い状況である。 職員の異動希望調査を行うことは、適材適所の人員配置や職場環境の向上に大きく貢献するものであることから、今後は職員の身上把握等もできるよう異動希望調査の実施方法そのものを再検討し、よりよい職場環境の構築に努めていただきたい。	措置済	「現状分析シート兼目標管理シート」を用いての異動希望の聴取は、中間面談時に直属の課長より、当該職員の家族の状況や本人の健康状態等を踏まえたうえで、異動希望を記入するよう義務化した。 単に職員に対して、異動希望調査のみを実施するよりも、はるかに有効であるので、担当課長へは、その趣旨も踏まえた面談内容にしてもらうよう今後も強く要請することとした。	総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.12.4	環境課	(1)	「ごみ分別」数値目標について 環境課によると、1人1日あたりのごみ総排出量は最終目標値を達成できる見込みであるが、リサイクル率は達成困難な状況であるとのことである。 達成困難な状況が見込まれるのであれば、見直し期間まで待つのではなく、随時見直すべきである。 また、1人1日あたりのごみ総排出量も、目標達成に止まることなく、更なる減量化を考えて頂きたい。 当初に目標を設定した後、絶えず進捗率は検証し、必要とあればすぐに見直すなど実効性のあるものにしていただきたい。	改善進行中	今年度に計画の改訂を行うため、目標数値についても見直しを行います。 計画改定後においても進捗状況を確認していきます。	環境課
		(2)	17の具体的な取り組みについて これらの取り組みのうち、⑥については、旧町単位で相違したごみの分別区分を統一化したことにより達成できたものであるが、①が未達成のとおり、収集回数はまだ統一されていない。これでは、収集区分が細かくなる分、手間がかかるだけとなり、経費削減には結びつかない。 ごみの分別区分によるごみの減量化が、費用対効果の改善に繋がるよう取り組んでいただきたい。 計画策定から3年経つが、その半数がまだ取組中であり、成果が見えていないので、早期目標達成に向けて努力していただきたい。 未達成の⑧については、前回の監査指摘事項では、措置済とされたものである。指摘事項を、その場限りせず、継続して取り組んでいただきたい。	改善進行中	現在未達成のものについては、達成に向け努力して行きます。また、今年度行う計画改訂の中で、施策についても再検討していきます。	環境課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.12.4	環境課	(3) 廃棄物減量等推進審議会について				
		意見	<p>「一般廃棄物処理基本計画」は5年ごとに見直すとされているが、本計画で示された数値目標は、1人1日あたりのごみ総排出量は平成28年度に目標達成、リサイクル率は達成困難な状況が判明している。であれば、重要な施策の変更案件として、計画の実現性を見直し、数値の再設定、新たな取り組み等を提言すべきである。</p> <p>諮問・答申だけの審議会で終わることなく、その後の推進状況・管理等を見届け、積極的な施策提言に結びつけるような仕組みにしていきたい。</p>	改善進行中	<p>今年度に計画の改訂を行うため、目標数値、施策についても見直しを行います。</p> <p>計画改定後においても進捗状況を確認していきます。</p>	環境課
		(4) ごみ処理費用について				
		意見	<p>環境課によると、可燃ごみ、資源・不燃ごみに係る費用のうち収集・運搬費は処分量に応じたものでないため、ごみの減量化は直接費用削減につながらないとの説明があった。</p> <p>確かに、ごみ収集区分を統一できても、収集回数が統一できていない現状では、費用対効果の期待はできない。</p> <p>しかし、少なくとも、市民に応分の負担を求めるにも限りがあり、毎年6億円以上かかる経費の殆どを一般財源で賄っている状況は、市民と危機感をもって共有すべきである。</p> <p>市は、積極的に説明責任を果たし、ごみ分別によるごみの減量化が経費削減と結びつくような有効な手立てを市民と協働して講じていただきたい。</p>	措置済	<p>廃棄物減量等推進員会議でゴミ処理経費、減量についての説明を行った。</p> <p>ごみ減量化については、一人ひとりの積み重ねの結果のため、生ゴミの水切、コンポストの利用等、今後も機会があれば積極的に周知します。</p>	環境課
		(5) 処分場管理費(美来の森)について				
		意見	<p>環境課によると、平成28年度は作業員の有休取得が少なく、代替賃金が不用になったとのことであるが、そもそも当初見積りが適切であったか、甚だ疑問である。</p> <p>今後、契約にあたっては適切に見積もっていただきたい。</p>	措置済	<p>平成30年度の見積り依頼時には、精算額と契約額の乖離が大きくなるよう、適正な見積りを依頼することとした。</p>	環境課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当	
定期監査 H29.12.4	環境課	(6) ゴミ袋広告掲載について					
		意見	財源確保の観点から、この取り組みは評価できるが、環境課によると、応募状況は芳しくないとのことであった。 広告主が積極的に応募する取り組みを考えていただきたい。	措置済	ホームページでの周知に加え、瑞穂市商工会への働きかけを行いました。 ※平成30年度は、平成29年度と同数(2社)の広告を掲載することとなりました。	環境課	
		(7) ゴミ袋の在庫管理について					
		意見	棚卸資産を帳簿だけで管理することは甚だ不適切である。 在庫管理は、帳簿と現場を必ず確認していただきたい。	措置済	受払い簿を作成し、現場での在庫管理も行っております。	環境課	
		(8) リサイクルカード交換品の管理状況について					
		結果	交換品の管理は、瑞穂市ふれあい公共公社に全て任せるのではなく、環境課も、定期的に帳簿と在庫数の確認をすべきである。	措置済	在庫数の確認を行いました。 今後も定期的に確認を行います。	環境課	
		意見	交換品名目の支出であれば、ゴミ袋も報償費として執行すべきである。ゴミ袋の在庫管理と合わせて徹底していただきたい。	措置済	報償費で予算化しました。	環境課	
		(9) オイルフェンス・オイルマットについて					
		意見	河川流出事故等は、一旦発生すると、大量のオイルマット等が必要となり、平成28年度決算においては、予備費を充用する事例が発生しており、管理台帳もない現状では適切な管理とは言い難い。 在庫を適切に管理して非常時に備えていただきたい。	措置済	在庫不足にならないよう、半数近くになった場合は補充していくこととします。管理台帳については数量が小数のため不要と考えます。	環境課	
		(10) 予算執行について					
結果	環境課によると、既に訂正したとのことであるが、本指摘を受けるまで気付かなかった点は、問題である。執行内容を再確認すべきである。 伝票チェックは会計課がしてくれるだろうという考えを持たず、課内でも必ずチェックして再発防止に努めていただきたい。	措置済	課内チェックを徹底します。	環境課			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.12.4	環境課	結果	(11)つり銭管理について	措置済	つり銭は、瑞穂市ふれあい公共公社で準備することとし、市のつり銭は回収しました。	環境課
			<p>瑞穂市ふれあい公共公社へは、「地方自治法施行令第158条第1項による歳入の収納事務の委託の告示」に基づき、粗大ごみ・剪定木・市民センター・総合センター・巣南公民館等の手数料徴収事務を委託している。</p> <p>地方自治法第171条第3項の規定に基づく現金出納員は市の職員以外に命じることはできないので、現金出納員取扱現金として交付したつり銭を、瑞穂市ふれあい公共公社へ渡すことは誤りである。</p> <p>早急に改善すべきである。</p>			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.1.12	中小学校 学校教育課 教育総務課	(1) 物品購入について				
		結果	担当課からは、平成28年12月教頭会や平成29年5月の予算事務説明会の際に指導したとのことであったが、5月以降においても引き続き物品の分割購入が横行していた。 同様の指摘は過去の小中学校を対象とした監査において、何度も指摘してきたところである。「監査結果の措置状況」としてただ回答するだけでなく、実際に改善できるまで熱心に各学校を指導していただきたい。	措置済	物品の分割購入については、契約行為の伴うもの、伴わないものに関わらず、発注を安易に分割して会計処理を行わないよう、繰り返し幼稚園や小中学校に指導を行った。 園、各学校において不適切な支出行為を発見した場合は、その都度指摘、指導を行うとともに、適正な執行を促している。	学校教育課
		意見	瑞穂市小中学校管理規則第33条の会計監査について、平成27年2月時点の「監査結果の措置状況」では、夏季の諸帳簿点検の際に実施し、執行の状況も更に確認し適切な執行に努めますとの回答であったが、実態とは矛盾している。 規則に従い、適切な指導を行っていただきたい。	措置済	毎月、開催されている園・小中学校事務職員研修会の際に、各事務職員を対象に会計事務について説明を行い、適正な執行について周知を図っている。 また、今年度の夏季の諸帳簿点検の際にも、予算執行を適切に処理するよう指導を行いました。	学校教育課
		(2) 図書室について				
	意見	図書室の蔵書数については市内小学校で蔵書割合の格差が大きく不平等な状態であるため、是正が必要である。 「監査結果の措置状況」において、格差が出ないよう均衡を図り予算配分を行うとの回答であったが、是正されていないことから、早急に格差解消に向けて取り組んでいただきたい。	改善進行中	各小学校において、文部科学省による整備すべき学校図書標準蔵書数は満たしているが、学校の規模による蔵書数の整合性が取れていないため、決められた図書購入予算に対して、各学校規模に合わせた予算配分を行い、蔵書数のバランス改善に取り組むこととした。	教育総務課	
	意見	図書室北側の一部の本棚において耐震対策が不十分であったため指摘したところ、担当課からは早急に対応するとの回答であった。当該箇所に限らず、学校全体を確認し安全な環境づくりに努めていただきたい。	措置済	翌日に不良箇所を修繕し、また、各学校の全ての本棚や備品等を再点検を実施し、安全確認を行った。	教育総務課	

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.1.12	中小学校 学校教育課 教育総務課		(3) 魅力ある学校づくり推進事業補助金について	改善進行中	魅力ある学校づくり推進事業補助金については、各学校の特色を活かすことを目的としているため、対象事業として位置づけられる場合は、事業全体の費用を補助金から支出するのが妥当であるということや、また、事業費に関しては、教諭が多数回立て替え払いを行っている現状があり、運用上、緊急時ややむを得ない場合以外は適切ではないことを伝え、必ず事業費から支出するよう指導を行った。 当該補助事業については、現在の内容を十分精査し、今後は、主要事業部分のみ補助対象とし、それ以外は一般会計にて予算執行できるよう検討を進めていくこととした。	学校教育課
		結果	魅力ある学校づくり推進事業補助金として、「1、2年生自然にふれる活動 保護者ボランティア運賃」として電車代が支出されているものの、同活動に関する児童の運賃等の支出はなく、同様に事業の一部に該当するものの全てには及ばない理解し難い支出が複数確認された。魅力ある学校づくり推進事業であるならば、当然に費用のすべてを補助金から支出すべきであり、都合のいい財源として使用していると言わざるを得ない。 また、教諭が複数回立替払いを行っていることから、事業の在り方自体が好ましいとは言いがたい。 担当課からは、当該補助金について事業内容も含め全面的に見直し、平成31年度から消耗品等の物品については一般会計から支出する方向で検討することであった。今後は提出された補助金申請書等を十分に精査し、そもそも当該補助金が本当に必要であるかも含め早急に検討すべきである。			
			(4) 学級集団アンケートの報償費について	措置済	学級集団アンケートに伴う報償費を、学校ごとに執行できるようにするため、平成30年度は、学校教育課の予算にて一括管理をし、支払うようにした。	学校教育課
		意見	講師の都合により市内の学校を1人で複数校回ることがあり、最後に学級集団アンケートを実施した学校でまとめて講師謝礼を支払っているため、学校ごとに執行状況が異なるということであった。 最後に実施した学校で他校の報償費をまとめて支払うと、各学校で要した費用が正確に計上されないことから、早急に是正していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.1.12	中小学校 学校教育課 教育総務課	(5) 薬品処理費について	<p>執行予定のない薬品処理費を予算計上することは不適切である。各学校に行った調査結果により平成30年度に薬品処理を行うとのことであるが、予算残額の範囲で早急に不要な薬品や廃液を廃棄すべきである。</p> <p>また、薬品処理とは無関係の粗大ゴミ廃棄の処理費が含まれているという説明は適切ではなく、予算書にそれぞれを明記すべきである。</p> <p>今後、不要な薬品や廃液については、その性質に合わせ、中和や専門業者に廃棄を委託するなどの適切な方法により、安心安全な学校運営に努めていただきたい。</p>	措置済	<p>薬品処理費については、平成30年度は各学校分を纏めて処理できるよう、学校教育課の予算において委託料として積算し執行するようにした。また、平成29年度予算において、一部の薬品処理を実施した。</p> <p>今後も、薬品処理に伴う費用は明確に予算積算を行うとともに、処理の仕方についても適切な方法を検討することとした。</p>	学校教育課
		(6) ホームページについて	<p>ホームページにID及びパスワードを要する特別なページを設けている一方で、他のページにIDやパスワードが掲載されていることは、セキュリティ上、重大な問題である。</p> <p>ICT教育に取り組んでいく学校がこのような姿勢であってはならない。早急に修正するとともに、ホームページ更新のチェック体制の見直しを図っていただきたい。</p>	措置済	<p>ホームページにID及びパスワードを要する特別なページを設けていたが、他のページにIDやパスワードが掲載されていたため即急に削除した。</p> <p>今後は、セキュリティ関連も含め、関係者相互で注視しながら確実なチェック体制を整備していくこととした。</p>	学校教育課
		意見	<p>当該監査後、「アクセス」のページには最寄の駅やバス停の情報が追加されたものの、他の学校については改善されていない。場当たりの対応ではなく、常に市内全ての学校を意識して職務に取り組んでいただきたい。</p>	改善進行中	<p>全学校の「アクセス」のページに、最寄り駅や公共交通機関等の情報を掲載し、閲覧者にとって分かりやすい環境を整備できるよう、改善の指導を行っている。</p>	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.1.29	幼児支援課	(1) 保育所保育料(強制徴収公債権)について		措置済	市税等収納対策推進プロジェクトチームと調整のうえ、少額滞納者についても滞納処分等の徴収を実施することとした。	幼児支援課
		結果	保育所保育料は、当市の重点的取組債権に該当し強制徴収公債権である。高額滞納者への財産調査、滞納処分が行われたことのみでは、徴収努力が尽くされたとは言い難い。 安易に時効を迎えないように、早期に財産調査等に着手し、高額滞納者以外も徴収努力を尽くすべきである。			
		(2) 子育て短期支援利用負担金(私債権)について		措置済	平成19年度に発生した債権は、平成29年度において不納欠損で処理した。引き続き、納付に係る折衝に努めるが、利用者については事前に児童手当申出徴収書を提出してもらい、利用負担金が未納の場合は児童手当より徴収することとした。	幼児支援課
		結果	平成19年度に発生した債権でもおおむね10年が経過している。 子育て短期支援利用負担金に係る消滅時効は、2年である。督促、納付に係る折衝は、早期に行うべきである。			
(3) 債権台帳について		措置済	総合行政システム(滞納整理)で管理していない債権については、エクセルによる債権台帳により管理し、随時進捗状況を記載することとした。	幼児支援課		
結果	債権台帳の記載に不備があると、適切な債権管理が出来ない。規則にも台帳の記載が義務付けられているから、適切に記載すべきである。					
		(4) 事務引継ぎ等について		措置済	徴収の中心となる児童手当からの申出徴収事務についてはマニュアル作成済です。 滞納処分による事務については、平成29年度実施の滞納処分(預貯金の差押え)の実施記録をベースに簡易なマニュアルを作成することとした。	幼児支援課
		意見	幼児支援課においては、多様な債権を取扱っているものの、他の業務を担当しながら、債権管理事務も行っている。 このような体制において、市税等収納対策プロジェクトチームの指導のもとではあるが、滞納処分を行ったことは一定の評価ができると言える。 しかしながら、今後、人事異動などにより担当者が変わってしまうと、事務が引継ぎされないおそれが十分ある。マニュアル等を策定するなど、債権管理事務が円滑に実施されるようにしていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.1.29	幼児支援課	(5) 幼児運動教室業務委託契約について(平成28年度)				
		結果	<p>契約者双方において、契約の進捗状況などが全く把握されず、ずさんとしか言いようが無い。</p> <p>進捗状況を把握し、契約内容に変更があれば、実施する前に変更契約を行うべきであり、受託業者であるなかよクラブみずほから契約外で実施された分の支払を要求されても、市には支払義務はない。</p> <p>にもかかわらず、なかよクラブみずほに代わり、市が直接講師に120,000円支払を行ったことは、論外であり不正である。</p> <p>なかよクラブみずほは、講師料の40%に相当する金額を事務手数料等として得ていることから、十分支払能力はあると判断できる。</p> <p>講師謝金はなかよクラブみずほが支払うべきであり、市へ120,000円返還すべきであると指摘する。</p>	措置済	<p>Link-upみずほ(旧なかよクラブみずほ)と返還に向けて協議を行い、12万円については返還いただくことで合意に至った。</p> <p>6/26 Link-upみずほ(旧なかよクラブみずほ)に支払いについて確認したところ、「総会でも返還について了承されているが、一括支払いは厳しいため役員会(理事会)にて分納について協議する」とのことであった。</p> <p>7/11 Link-upみずほ(旧なかよクラブみずほ)に確認したところ、役員会(理事会)にて「一括払い」との回答を得たため、納期限7月31日の納入通知書を渡した。</p> <p>⇒7月17日(火) 収納済</p>	幼児支援課
		結果	<p>講師へ直接支払うため、遑った決裁文書を作成したことは、大変由々しき問題である。</p> <p>また、「紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる場合」であったにもかかわらず、課長専決で事務処理を行ったことは瑞穂市事務決裁規程(以下「決裁規程」という。)の規定に反している。</p> <p>このような事案が生じた場合は、決裁規程にのっとり、上司の専決又は市長の決裁を受けるべきである。</p>	措置済	<p>今後は、委託業務の進捗状況についても適宜確認し、委託内容に差異が生じる場合は、変更契約で対応することとした。</p> <p>また問題ある事案が発生し、決裁で処理するとなった場合は事務決裁規程にのっとり、上司の専決又は市長の決裁を受けることとした。</p>	幼児支援課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.1.29	幼児支援課	結果	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、なかよしクラブみずほと随意契約を締結している。</p> <p>前年度から大幅に増額となっているが数値的な裏付けもなく、40%相当の事務手数料等が設定されていることなども疑問である。</p> <p>なかよしクラブみずほは、前理事長で現在市議会議員が設立した団体であり、補助金交付団体でもある。であるならば、なおのこと指導し、他の模範となる適切な契約を行うべきである。</p> <p>地方創生事業として開始されたこの委託業務は、費用対効果等検討し5年間継続される事業であることから、委託業務の内容を各保育士が学び、その知識等を修得して、今後活かせるよう創意工夫して実施していただきたい。</p>	措置済	<p>今年度、仕様書を見直し契約内容についてもよく精査する。</p> <p>幼児運動教室で体幹を鍛えることにより、転倒防止やけがを少なくする効果が期待できることを保育士が理解し、通常保育時でも、継続して運動指導を行うことが出来るように、教室で得られる知識や技術を習得して保育に生かすこととした。</p>	幼児支援課
		結果	<p>(6) 幼児運動教室業務委託契約について(平成29年度)</p> <p>前年度に前述のような事態が発生したにもかかわらず、変更契約が10月末に行われていること自体、ありえない。</p> <p>また、不正が生じた業者にもかかわらず、前年度と同様に契約していることは、適切と言えない。</p> <p>当初契約に係る支出負担行為の伝票が、変更契約後の11月に起票されたことは会計規則に反しており、予算の管理等も全く出来ていないと言わざるを得ない。</p> <p>このような会計事務等の遅れが、前年度に起きたことと同様な問題を引き起こす要因となる。速やかに事務を行うべきである。</p>	措置済	<p>平成30年度の契約については、業務委託仕様書を見直した。</p> <p>実施数の変更の有無に係らず、契約の範囲で実施するよう仕様書を変更した。</p> <p>支出負担行為については、契約後すぐに起票することとした。</p>	幼児支援課
		結果	<p>(7) つり銭等について</p> <p>保育所で徴収している一時預かり事業保育料及び日本スポーツ振興センター保護者等負担金に係るつり銭の把握はしていないとのことであった。</p> <p>実態を把握するとともに、必要があれば準備すべきである。</p>	不(未)措置	<p>確認したところ、保護者同意のうえ、つり銭の無いように納付していただいております。今後も継続していきます。</p>	幼児支援課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.1.29	幼児支援課	(8)	収入金の払い込みについて	措置済	速やかな納入に努める。ただし、その日に納入できない場合は、保育所および保育・教育センターの手提げ金庫に一旦保管し、翌日には幼児支援課へ持参いただき、速やかに納入することとした。	幼児支援課
		意見	瑞穂市会計規則(以下「会計規則」という。)第23条では、「出納員は、第18条の規定により現金又は給付証券を収納したときは、その日に現金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。特段の理由がないのであれば、速やかに納入していただきたい。			
		(9)	資金前渡について	措置済	速やかな精算をすることとした。 また、領収書の宛名についても資金前渡職員名で徴収する。	幼児支援課
		意見	会計規則第42条第1項第2号では、その用件終了後5日以内に精算調書を提出することと規定されていることから、速やかに精算すべきである。 また、会計規則第41条第1項では、資金前渡職員宛の領収書を徴さなければならないと定められているから、今後は適切に行っていただきたい。			
		(10)	消耗品の連日購入について	措置済	各クラブから物品購入依頼のための「放課後児童クラブ消耗品注文票」を提出いただき、市担当者が取り纏めしてから購入することとした。	幼児支援課
意見	連日購入することは事務効率が悪い。今後は、まとめて購入していただきたい。					
(11)	「お相撲さんと遊ぼう」の支払について	不(未)措置	財務情報課、会計課と協議した結果、現行の支払方法が適切であるとの結論に至った。 市から相撲部屋に講師派遣依頼を行い、講師謝礼として、資金前渡で支払うこととした。	幼児支援課		
意見	資金前渡を受ける理由が不明確である。 今後は、適切な科目かつ支払方法となるよう十分に検討していただきたい。					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.2.13	商工農 政課	意見	(1) みずほふれあいフェスタに関する企画・実施運營業務委託について	措置済	みずほふれあいフェスタの実施内容や会場構成は、ほぼ定型化している。フェスタ企画運營業務委託の仕様書においても、イベント構成を指定しており、公募型プロポーザルに適していると考え、「イベント企画」の経費は、設計額の10%にも満たない。 プロポーザルは、企画内容を一新する場合には有効であると考えが、来場者数は減少しておらず、現在の企画内容を大きく変更する必要も低いと考えている。 以上の2点を踏まえ検討した結果、現時点では、価格競争の入札方法が最適であると考える。 また、市制15周年記念事業は5月、フェスタは11月と実施時期が離れているため、地元団体の出し物やブースについては同様の内容を実施したとしても集客効果が見込めると考えるが、市制15周年記念事業の反省点をフェスタに反映できるよう、担当課同士で情報共有することとした。	商工農政観光課
			「瑞穂市制15周年記念事業公募型プロポーザル方式による企画提案書募集に関する公表」の業務概要や業務説明書等によると、特産品の販売や地域の各種団体との連携など、みずほふれあいフェスタの趣旨や方針と合致するものが極めて多い。また、契約後に受託業者よりイベントの企画案が提出されることから、公募型プロポーザル方式による企画提案書募集を検討する余地は十分にある。 平成30年度は、みずほふれあいフェスタだけではなく瑞穂市制15周年記念事業も予定されており、事業内容の一部が重複する可能性は高い。担当課同士で情報を共有し、今後のみずほふれあいフェスタの事業内容、契約・実施方法等を十分に精査していただきたい。			
		結果	平成30年度からはみずほふれあいフェスタに参加要請した職員に対して、時間外勤務手当を支給して対応していく予定とのことである。 当該事業に限らず、職員に職務として参加要請をする以上、時間外勤務手当の支給等の適切な対応を行うべきである。	措置済	時間外勤務手当を平成30年度から予算に計上済みであり、支払を行います。	商工農政観光課
				措置済	担当課による参加要請・参加協力に基づき、所属長が担当業務に支障がないことを確認して、業務命令を出すことが前提となっている。したがって、業務命令があったものに対しては、時間外勤務手当の支給は当然に行わなければならない。 他の業務における時間外勤務手当の支給に関しても手続きに沿って、適切に実施している。	総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.2.13	商工農 政課	意見	仕様書の「交通安全協会への昼食代金の支払を行う(購入は瑞穂市総務課が行う)」について、総務課からの支出はなく、仕様書の誤りとの回答であった。 平成28年度の仕様書にも同じ記載があることから、前年の仕様書を精査することなく業務委託したと言わざるを得ない。毎年行う事業であっても、必ず適切な仕様となっているか確認し、事業を推し進めていただきたい。	措置済	ご指摘の部分だけに限らず、前年度の問題点も踏まえ、平成30年度仕様書の見直しを行った。	商工農政観光課
			(2)カラスの巣撤去業務委託について			
		意見	牛牧北部防災コミュニティセンターで行われたカラスの巣撤去業務委託は、平成29年4月27日に実施したため、実施日を支出負担行為日としたとのことである。 しかし、支出負担行為兼支出金調書の添付書類は請求書のみで、請求書の日付、受理日及び検収日が記載されていたが、すべて同年5月8日となっていた。実施日と主張する4月27日を示す根拠はない。 今後は、課内で十分に確認し、適切な調書の作成に努めていただきたい。	措置済	今後は、検収日を支出負担行為日とし、課内で周知し適切な調書の作成に努めることとする。	商工農政観光課
			(3)ふるさと農村活性化対策基金について			
	意見	ふるさと農村活性化対策基金については、岐阜県ではふるさと農村活性化対策調査研究事業の財源として使用されており、市がこの事業の対象地域であるためには、基金造成市である必要があるとの回答であった。しかし、市が上記事業の対象地域とならなければならない明確な説明はなかった。基金造成市である必要性を十分に検討し、有効に活用していただきたい。	改善進行中	国1/2 県1/4 市1/4の補助団体である、みずほ資源環境組合協定の活動の「共同活動」にて充てるよう調整を行っている。 ※「共同活動」…農地の保全のため、用水路の清掃等の活動費。また、多面的機能支払交付金事業のPR活動等。	商工農政観光課	
		(4)ふれあい農園について				
	意見	ふれあい農園条例及びふれあい農園条例施行規則に反した取り扱いとなっているため、現状に合わせて見直しを行うとのことである。 監査の意見によって初めて見直すのではなく、前例踏襲とならないよう常に意識しながら事務に取り組んでいただきたい。	措置済	瑞穂市ふれあい農園条例施行規則を現状の運営にあった見直しを行った。今後は、前例踏襲とならないよう事務に取り組むこととする。	商工農政観光課	

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H30.2.13	商工農 政課	意見	ふれあい農園条例等を現状に合わせて改正するとのことであるので、同時に利用状況の悪い農園については区画面積の変更や複数区画を利用できるようにするなどの工夫を検討するとともに、積極的な広報により、できるだけ多くの区画が利用されるよう尽力していただきたい。	措置済	瑞穂市ふれあい農園条例施行規則を、一人二区画借りれるように改正(空き区画が十区画以上ある場合)した。また、今後は利用状況を見ながら広報で募集し多くの区画が利用されるよう努めます。	商工農政観光課
		(5)旅費の未執行について				
		意見	消費者行政費の旅費については、公用車で移動できる会場への研修であったため未執行となっているとの回答であった。研修計画等を作成し適正な予算計上を行うとともに、今後も積極的に研修に参加し、消費者行政の資質向上に努めていただきたい。	措置済	ご指摘のとおり、積極的に研修に参加し、消費者行政の資質向上を行えるよう努めていくこととした。	商工農政観光課
		(6)需用費について				
		結果	平成24年度に実施した行政監査で、「共通文具のリストを作成して情報共有を図り、各部署で購入しないようにするとともに、使用数量を把握して計画的かつ効率的な購入に努められたい」と意見を付したところ、管財情報課(現:財務情報課)からは「会計課と連携して、比較的購入実績のある文具から在庫管理し、全体文具の予算管理をしていく」との措置状況の回答であった。 上記の状況を再度認識し、極めて特殊性の高いものでなければ、当然に共通文具を使用すべきである。	措置済	特殊性の高い文具以外は、会計課・市民窓口課の文具を使用することとした。	商工農政観光課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当	
財政援助団体等監査 (公益社団法人瑞穂市シルバー人材センター) H29.11.21～ H29.12.26	シルバー人材センター 地域福祉高齢課	公益社団法人瑞穂市シルバー人材センターについて					
			(1) 会員拡大事業補助金について		措置済	公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会発行の会員増加に向けた取組事例集の中に、一般参加可能な講習会の活用が記載されており、決して不適当な事業内容ではないと思われるが、実際会員拡大に繋がらなかった事は反省する。 年度当初には、具体的な事業内容について決定しておらず、予算書には、計上してなかったが、今後は、事業が決定し、承認を頂いた時点で予算補正をすることとした。	地域福祉高齢課
		意見	会員拡大事業として交付された補助金500,000円は、スマートフォン教室と柿の育成者講習の経費に充てられたが、その内容は参加者の知識・技能修得に過ぎず、新規会員拡大には繋がっていない。会員拡大事業として適当な事業内容であるのかを十分に検討し、慎重に補助金申請を行っていただきたい。 また、会員拡大事業補助金は、前年度から担当課とシルバー人材センターにおいて協議が進められていたことから、補助金申請は年度当初に行われるべきであり、当然にシルバー人材センターの予算書に計上すべきであった。今後は十分に注意し、正確な予算書を作成していただきたい。				
			(2) 新規会員拡大について	不(未)措置	公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会発行の会員増加に向けた取組事例集の中に、入会負担の軽減(年会費の値下げ)が記されており、岐阜県内(41団体)の平均年会費は2,173円である。当市の現在の年会費は1,800円であり、適当と考えていることから、会費の増額は、実施しない。	地域福祉高齢課	
	意見	賛助会員及び特別会員による会費も、正会員受取会費と同様に大切な経常収益のひとつであるが、会員はそれぞれ0人で、受取会費は皆無である。また、現段階では賛助会員となる利点はないため、会員が増える可能性は低い。他のシルバー人材センターを参考にするなどし、賛助会員及び特別会員の獲得を目指していただきたい。		措置済	特別会員に、2人登録済みであり、今後も賛助会員を含め獲得に努めることとした。	地域福祉高齢課	
		(3) 事業収入の拡大について	意見	措置済	平成30年度より、派遣事業を開始しており、事業収入の拡大に努めている。	地域福祉高齢課	
			剪定等の業務だけでは事業収入の増加には限界がある。他のシルバー人材センターが行う独自事業を参考にするとともに、今後は派遣業務を行う予定とのことであるので、今まで以上に積極的に営業をし事業収入の拡大に努め、自主運営を目指し尽力していただきたい。				

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当		
財政援助 団体等監 査 (公益社団 法人瑞穂 市シルバー 人材セン ター) H29.11.21 ~ H29.12.26	シル バー人 材セン ター 地域福 祉高齢 課		(4) 定期預金について	措置済	・定期預金を解約し、老朽化した 2tトラックを廃車し、中古の2tト ラック購入資金の一部として充 当しました。	地域福祉高齢課		
		結果	長期に渡って保有している定期預金に使用目的がないのであれば、不必要な補助金は返還し、定期預金を事業費等に充てるべきである。また、定期預金の使用目的が定まっているのであれば、固定資産の部に特定資産として計上し、区分けすべきである。					
				(5) ホームページの更新について	措置済	ホームページの内容(正会員 会費の金額記載等)を一部変更 し、充実を図った。	地域福祉高齢課	
		意見	インターネットの普及により ホームページが閲覧される機会 は、今後更に増えることと思われ る。正会員会費の金額や事業内 容等の詳細を掲載し、充実した ホームページづくりに努めてい ただきたい。					
				意見	貸借対照表を公告のため平成 28年度分のみ掲載しているとの ことであるが、電子公告による場 合は、定時社員総会の終結の 日後五年を経過する日が継続し て公告しなければならない期間 となる。そのため、早急に他年度 についても対応を行っていただ きたい。 また、定款には主たる事務所 に掲示板を用いる場合の公告方 法が定められていることから、早 急に是正していただきたい。	措置済	定款に記載の公告方法は、事 務所に掲示となっているので、 事務所に掲示した。 電子広告は、公益法人となっ た平成28年度より掲載した。	地域福祉高齢課
				意見	総会で各事業年度の事業報 告及び決算の承認を行うことか ら、貸借対照表のみをホーム ページに掲載でき、正味財産増 減計算書等を掲載できない理由 はない。積極的な情報公開に努 めていただきたい。	措置済	ホームページに事業報告、決 算書、事業計画等掲載した。	地域福祉高齢課
			(6) 案内看板の設置について	措置済	第3庁舎の南側に、スタンド看 板を設置し、遠くからでも分かる 様に事務所の上に大きな看板を 設置した。	地域福祉高齢課		
		意見	シルバー人材センターの事務 所には、支払いや業務相談等で 多くの方が訪れることから、案内 看板を設置することなどにより、 来訪者の利便性を図っていただ きたい。					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
財政援助 団体等監 査 (公益社団 法人瑞穂 市シルバー 人材セン ター) H29.11.21 ～ H29.12.26	シル バー人 材セン ター 地域福 祉高齢 課		(7) 役員報酬について	措置済	定款及び規定の内容を一部変更し、齟齬を是正した。又決算書には、役員報酬の科目を設けて処理をした。	地域福祉高齢課
		結果	<p>定款と役員の報酬等及び費用に関する規程に生じている役員報酬と費用弁償の扱われ方の齟齬について指摘し、適正に対応するよう指導した。</p> <p>勘定科目については、旅費交通費を用いて費用弁償として支払われていたが、費用相当額以上に支払われていたことから役員報酬とすべきである。新たに役員報酬の科目を設け正しく処理するよう合わせて指導した。</p> <p>今後は、会計基準や他のシルバー人材センターの決算書等を参考にするなどし、適切な会計事務に努めていただきたい。</p>			
			地域福祉高齢課について			
		結果	(8) 補助金の交付について	改善進行中	<p>実施した教室や講習が参加者知識・技能の習得の域を超えることができず会員拡大につながらなかった。目的の達成を目指すことのできる事業の内容を精査していくこととする。</p> <p>御指摘のとおり事業内容の検討、補助金関係書類をはじめとして交付先団体の状況把握につなげていきます。</p>	地域福祉高齢課
	意見	(9) 公文書の管理について	<p>平成28年度の財政援助団体等監査においても公文書の管理について担当課には指摘したところではあるが、平成29年度においても瑞穂市文書規程に定められた事務がなされておらず、公文書への意識が変わっていないことは大きな問題である。</p> <p>公文書管理も大切な業務のひとつであることを再認識し、規程に従った文書管理を行うよう徹底していただきたい。</p>			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
行政監査 H29.9.14～ H30.2.13	随意契約事務 (工事請負契約(修繕工事を含む。))	(1) 自治令の適用号数について	今回の監査では、予定価格130万円未満の工事(修繕工事を含む。)が対象であることから、全て自治令第167条の2第1項第1号(少額の契約)が適用となる。他の号数を適用していることは誤りであるので、正しく適用すべきである。 また、他の号数と併合する場合においても、自治令第167条の2第1項第1号を優先適用すべきである。	措置済	部長会議、庁舎内インフォメーションにおいて、自治法施行令第167条の2第1項第1号を優先適用するよう、全職員に周知した。	財務情報課
		(2) 1社による随意契約理由等について	随意契約は、恣意的に相手方を選定でき比較的簡便に契約できる反面、契約金額が高止まりとなるリスクがある。 緊急に修繕工事を行うことのないように、計画的に修繕を実施していただきたい。	措置済	部長会議、庁舎内インフォメーションにおいて、不要不急の修繕工事等を行うことのないように、現場の把握に努めるよう、全職員に周知した。	財務情報課
		意見	「近隣の業者である。」ということが1社随契する理由とはならない。なぜ随意契約としたのか、なぜ当該業者と1社随契としたのか具体的な理由を記載すべきである。 安易に1社随契とせず、見積合わせも十分に検討した上で実施していただきたい。	措置済	部長会議、庁舎内インフォメーションにおいて、昨年度に策定した、瑞穂市随意契約ガイドラインに基づいて事務を執るよう、全職員に周知した。	財務情報課
		意見	この業者でしか施工できないとの回答であったが、別々に締結されている契約をまとめるなど、少しでも安価に契約できるように工夫していただきたい。	措置済	部長会議、庁舎内インフォメーションにおいて、において、適切に事務を執るよう、全職員に周知した。	財務情報課
		(3) 予定価格について	瑞穂市契約規則(以下、「契約規則」という。)第24条の2では、「契約担当者は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、特に必要がないときは、予定価格書の作成を省略することができる。」と規定されていることから、予定価格を定めるとともに、特段の理由がなければ予定価格書を作成すべきである。	措置済	部長会議、庁舎内インフォメーションにおいて、原則として予定価格書を作成するものとして運用するよう、全職員に周知した。	財務情報課
		結果				

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
行政監査 H29.9.14～ H30.2.13	随意契約事務 (工事請負契約(修繕工事含む。))	意見	設計価格は予定価格を決定するための基礎となる価格である。契約担当課から設計時の見積りは3社以上徴取する旨の指示が出されていることから、適切に契約事務を実施されたい。	措置済	部長会議、庁舎内インフォメーションにおいて、例外に該当しない限り、原則通り3者以上から見積書を徴取するよう、全職員に周知した。	財務情報課
		(4) 契約システムについて	課によって契約システムの入力に差異が生じていることから、契約システムの入力について、市で統一を図っていただきたい。	措置済	部長会議、庁舎内インフォメーションにおいて、契約書の作成又は請書等の徴取が必要な場合は、原則として、契約システムへの入力が必要であるものとして運用するよう、全職員に周知した。	財務情報課
		意見	(5) 契約事務処理要領について 契約書の作成を省略できる場合として、契約規則第27条では、「令第167条の5第1項の規定により契約担当者が定めた資格を有する者による一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で、その金額が50万円を超えないとき。」と規定していることから、事務処理要領の記載が規則の規定と異なっている。 正しく記載していただくとともに、他にも不整合の箇所がないか確認していただきたい。	措置済	原則として、予定価格ではなく契約金額をもって、契約書を作成するか否かを判断するよう、契約事務処理要領を改正した。	財務情報課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H29.2.10	会計課	結果	<p>(2)市税の収納の事務を受けた者(受託者)に係る検査について</p> <p>自治令第158条の2第3項では、「会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。」と規定されている。</p> <p>会計課に確認したところ、「収納事務受託者は該当がない。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、収納事務受託者は、告示がされて該当がある。自治令の義務規定に違反していることから、速やかに検査を実施すべきである。</p>	改善進行中	<p>県内の検査を実施している市に確認したところ、多くの市では要綱等を定めずに検査を実施していた。現に検査を行っている他市に教示を受け、要領の整備を進めている状況である。</p>	会計課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
定期監査 H28.11.28	地域福祉高齢課	意見	<p>(1) 居宅介護者慰労事業助成金について</p> <p>現在の制度では、短期入所サービスを利用せず居宅においてのみ介護する場合は一切助成されず、介護者の労をねぎらうことを目的とする趣旨に反している。他市町の助成方法を参考にし、例えば短期入所サービスの利用の有無に関わらず定額で助成するなど、居宅にて介護している方へ公平に助成できるよう規則の見直しを図り、目的に適合した事業となるよう検討していただきたい。</p>	改善進行中	<p>事業ヒアリングを受け、現状の事業内容については公平性に関する面や当初目的(サービスの事業)を果たしたという側面から廃止または、事業の変更のスケジュールを引き続き老人福祉計画策定推進委員会のご意見を聴きつつ進めていくこととします。</p>	地域福祉高齢課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H30.8時点)	回答担当
財政援助 団体等監 査 (社会福祉 法人瑞穂 市社会福 祉協議会) H28.5.26 ～ H28.8.8	社会福 祉協議 会 地域福 祉高齡 課	結果	<b>社会福祉協議会に対する結果と意見</b> (5)会費等の自主財源の増収について 対象世帯数に対し、会費収入が過少である。社会福祉協議会自身も貴重な財源であるとの認識であるため、自治会任せにせず、自助努力をし、地域福祉の重要性などを十分周知し、会員の増加、会費の増収に尽力するべきである。	改善 進行 中	現在、当社協の一般会費は、自治会にその納入等を依頼しているが、その他の方法をなかなか見出せないでいるのが現状である。このことについては、県内各社協においても同様の問題を抱えており、本年、県市町村社協事務局長会議の検討会議において、会費の収納方法や会費等の確保について情報収集し検討をしていくこととしている。また、賛助会員については、加入促進のダイレクトメールや企業訪問などを続け、会費の増収を図り、自主財源を獲得できるように努力していく。 当社協の事業や会費の用途、地域福祉の重要性についてを市民のかたに十分理解していただけるように自治会等の会議での説明や広報などあらゆる手段を通じて周知を続けていく。	地域 福祉 高齡 課
			<b>地域福祉高齡課に対する結果と意見</b> (8)補助金等交付要綱の規定の見直し等について 平成22年度に実施した監査の際にも言及しているが、瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱の「人件費」、「活動費」の内容及び範囲等が曖昧である。 このため、担当課では詳細の把握が困難となっている。この規定を明確にすることにより、担当課による予算積算の精査及び用途の確認などが行い易くなり、この数年に生じた多額の補助金返還の抑止にもつながると考えられるため、積算根拠が明確となるよう規定を改正するべきである。		改善 進行 中	